

防地周（事）第129号  
30.3.30

各地方防衛局長 殿

事務次官  
(公印省略)

ごみ処理施設等に係る補助金等の交付の決定をする場合に付する条件  
について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、平成30年度以降の予算に係る補助について適用し、平成29年度までの予算に係る補助（平成30年度以降に繰越しされたものについては除く。）については、なお従前の例によることとされたので通達する。

なお、ごみ処理施設等に係る補助金等の交付決定に際し付すべき条件について（施本第1442号(CFM)。平成19年8月30日）は、廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：地方協力局長

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第8条の規定により助成する民生安定施設のうち、次に掲げる施設については、補助金等の交付の決定をする場合に付する条件について（防地協（事）第128号。30.3.30）に定めるもののほか、当該各号に定める条件を付することとする。

- (1) 自衛隊又は駐留軍（以下「自衛隊等」という。）から排出される廃棄物を民生安定施設で処理することをあらかじめ計画している施設（ごみ処理施設又はし尿処理施設に限る。）については、次の例により自衛隊等から排出される廃棄物を処理することを明示するものとする。

例： 補助事業者等は、補助事業等により設置したごみ処理施設において、陸上自衛隊〇〇駐屯地、〇〇演習場、その他〇〇町内に所在する防衛施設から排出される廃棄物をこれら防衛施設の環境保全上支障を生じないように、適正に処分すること。

- (2) 防衛施設の運用に資する施設（演習通報の用に供される有線放送施設又は無線放送施設に限る。）については、次の例によりその旨明示するものとする。

例： 補助事業者等は、補助事業等により設置した無線放送施設により、関係住民に対し、演習通報の周知徹底を図ること。